

労働者保護ルールの見直し等雇用の安定を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会である。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために不可欠である。

こうした中で、国においては、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動と多様な働き方を実現することによって、活力ある日本経済を取り戻すとともに、企業収益を雇用拡大、賃金上昇につなげていくという経済の好循環を目指され、労使双方のメリット・デメリットも勘案しながら、法改正を初め様々な検討を進めているところである。

わが国経済は、全体では明るい兆しがみられるものの、まだまだ実感が無いのも事実である。雇用情勢に関しても、穏やかに改善しているとはいえ、若年者や女性、高齢者等の安定雇用の確保や雇用形態・業種によって生じる求人と求職のミスマッチなど、雇用環境の早急なる安定化が求められる。

こうした現状に鑑み、稲城市議会は政府に対して以下の事項を要望する。

記

- 1、解雇の金銭解決制度、及びホワイトカラーエグゼンプションの導入や限定社員制度の普及については慎重に対応すること。
- 2、労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に配慮すること。
- 3、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月15日

稲城市議会議長 中山けんじ

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）